

青森大学学生委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第55条の規定に基づき、本大学に学生委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 課外活動に関する事
- (2) 福利厚生及び健康管理に関する事
- (3) 生活相談及び指導に関する事
- (4) 奨学金及び授業料の減免に関する事
- (5) 学生の賞罰に関する事
- (6) その他学生に関する事

(構成員)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学生部長
 - (2) 各学部の教授、准教授、講師及び助教のうちから各学科それぞれ3名以内
- 2 委員長は、学生部長があたる。
 - 3 委員会に副委員長を置き、学長が命ずる。
 - 4 第1項第2号の委員は、学長が命ずる。

(学部学生委員会)

第4条 委員会に、学部ごとに学部学生委員会を置き、委員会及び教授会から付託された事項を審議するものとする。

- 2 学部学生委員会の運営については、委員会が定める。

(召集と議長)

第5条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第6条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第9条 委員長は、議事録を作成し、学長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、事務局が処理する。

附 則

1. この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。